法政大学大学院課

# 2019年度入学前修得単位の認定手続きについて

2019年度に、本学大学院修士課程入学前に修得した単位の認定を希望する方は、以下のとおり所定の手続きを行ってください。

記

# 1. 手続き期間

2019年4月8日(月)~4月15日(月) ※窓口取扱時間内

### 2. 提出書類

- (1) 単位認定願(指定書式)※大学院ホームページからダウンロードできます
- (2) 成績証明書(該当科目を含むもの)
- (3) 該当科目のシラバスの写し(受講当時のもの)

### 3. 結果通知

認定可否の連絡は、各専攻教授会等の日程により、6月中旬頃となります。

#### 4. 注意事項

- ・申請できる単位は10単位までです。10単位を超えて申請することはできません。
- ・Web履修登録の際は、認定可否の結果が未だ出ておりませんので、認定が不可となった場合のことを考慮に入れて、修了要件を満たせるよう履修計画を立ててください。
- ・認定された科目は2019年度の履修単位として取り扱います。認定された科目が、 同一年度内に重複して履修する(同名科目を複数履修する)ことが認められていない 科目である場合、その同名科目を2019年度内に履修することができません。履修 登録をしていた場合は、その履修登録を取り消すか、認定を辞退していただきます。
- ・認定された科目の評価は"RR"(認定)にて成績証明書に記載されます。RR評価の科目はGPAには算入されません。
- ・本学大学院の他専攻で修得した科目は、単位認定されない場合があります。
- ・単位認定される場合、今年度の本学大学院学則別表 I (修士課程授業科目一覧表) に 記載されている授業科目の中から単位認定されます。

各研究科は、学生の教育研究上必要と認めるときは、本大学院に入学する前に修得した単位を10単位を超えない範囲で、入学後の履修単位として、認定することができます。(大学院学則第20条の2参照のこと)